

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

令和7年10月14日

**「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）骨子（案）」に
対する県民コメント（意見募集）を実施します**

県では、森林資源の循環利用を図り、県産木材を積極的に利用する「活樹（かつじゅ）」の取組を進めることで、森林の有する多面的機能の持続的な発揮、林業及び木材産業の持続的かつ健全な発展並びに県民の豊かな暮らしの実現に寄与することを目的とした「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）」の制定に向けて準備しているところです。

このたび、条例の骨子（案）を作成したので、「埼玉県県民コメント制度」により県民の皆さまの御意見を募集します。

1 募集期間

令和7年10月15日（水曜日）～令和7年11月15日（土曜日）（当日消印有効）

2 資料の入手方法

（1）埼玉県のホームページから入手できます。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai/joreicomment.html>

（2）次の窓口で閲覧・配布を行っています。（平日8時30分～17時15分）

○埼玉県農林部森づくり課（県庁本庁舎5階） Tel 048-830-4318

○埼玉県県政情報センター（県庁衛生会館1階） Tel 048-830-2543

○林業部を有する以下の農林振興センター・事務所

・川越農林振興センター林業部

飯能市双柳 353 埼玉県飯能合同庁舎 3 階 Tel 042-973-5714

・秩父農林振興センター林業部

秩父市日野田町一丁目 1 番 44 号 Tel 0494-24-7215

- ・ 寄居林業事務所

大里郡寄居町寄居 1587-1 Tel 048-581-0123

3 意見の提出方法

(1) 記載事項

ア 個人で御提出いただく場合

住所（県外在住の場合は通勤・通学する市町村名も併せて記載）、氏名、御意見

イ 法人、その他の団体で御提出いただく場合

主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名、御意見

ウ 記載にあたっての留意事項

※ 住所、氏名（法人等の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）は必ず記載してください。

※ 御意見については、2（1）に記載する埼玉県ホームページに掲載の様式を御利用いただくか、任意の書面により上記事項を記載し御提出ください。

(2) 提出方法

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

※ 郵便、ファクシミリ、電子メールのいずれの場合も、件名を「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）骨子（案）への意見」としてください。

※ 意見を提出できるのは、県内に住所を有する個人、法人、団体及び県内への通勤・通学者です。

※ 電話等による口頭での意見はお受けできませんので、御了承ください。

ア 郵便の場合

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当あて

イ ファクシミリの場合

ファックス番号 048-830-4839

ウ 電子メールの場合

E-mail a4300-11@pref.saitama.lg.jp

4 意見の取扱い

(1) 提出していただいた御意見を考慮して、「埼玉県県産木材利用促進条例（仮称）案」を策定します。

(2) いただいた御意見の概要と、それに対する県の考え方などを公表します。（プライバシーに関する内容を除きます。）

なお、類似の御意見については、まとめて公表することがありますので、御了承ください。

(3) 個々の意見に対する個別回答や提出いただいた書類等の返却はいたしませんので御了承ください。

5 問合せ先

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂 3-15-1

埼玉県農林部森づくり課 木材利用推進・林業支援担当

電話 048-830-4318（直通）

ファックス 048-830-4839

E-mail a4300-11@pref.saitama.lg.jp